

建築・設備設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

1. 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築・設備設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
2. 設計仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の中に相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次の（1）から（5）の順序のとおりとする。
 - （1）質問回答書
 - （2）現場説明書
 - （3）別冊の図面
 - （4）特記仕様書
 - （5）共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、発注者が定めた者をいう。
2. 「検査員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。
3. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
4. 「主任技術者」とは、管理技術者の下で専門分野の技術管理を担当する者をいう。
5. 「技術者」とは、主任技術者の下で専門分野を担当する者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
7. 「設計仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共

通仕様書をいう。

8. 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
9. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
10. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
11. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
12. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
13. 「特記」とは、1. 1の2の(1)から(4)に指定された事項をいう。
14. 「指示」とは、監督員又は検査員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
15. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
16. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員若しくは検査員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
18. 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
19. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
20. 「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
21. 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発行年月日を記載し、指名が記載された文章をいう。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるとするが、後日有効な書面と差

替えるものとする。

22. 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
23. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
24. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
25. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3. 2 設計方針の策定等

1. 受注者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書及び監督員の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

3. 3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。
2. 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 4 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
2. 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
3. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。
4. 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受け、登録されたことを証明する資料を検査員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

3. 5 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書の内容は、特記による。

3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 6 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 7 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が阿南市の指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
5. 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
6. 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

3. 8 特許権等の使用

受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法

令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

3. 9 管理技術者

1. 受注者は契約書の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 管理技術者の資格要件は、特記による。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 管理技術者の権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委託する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3. 10 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 11 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 1 2 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
2. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
3. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 1 3 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 1 4 条件変更等

受注者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

3. 1 5 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合

- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

3. 1 6 履行期間の変更

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

3. 1 7 修補

1. 受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
2. 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査員の指示に従うものとする。

3. 1 8 設計業務の成果物

1. 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
3. 受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は監督員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

3. 1 9 検査

1. 受注者は、設計業務が完了したとき、部分払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
2. 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、

監督員に提出しておかなければならない。

3. 受注者は、契約書の規定に基づく部分払の請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の（１）及び（２）の要件を満たすものとする。

- （１）監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。

- （２）契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。

4. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- （１）設計業務成果物の検査

- （２）設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

3. 20 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

建築・設備設計業務委託特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 (阿南中央図書館(仮称)建設工事設計業務)

2. 委託期間 (契約締結の翌日 ~ 令和9年3月15日)

3. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (阿南中央図書館(仮称))
(2) 敷地の場所 (徳島県阿南市富岡町北通9)
(3) 施設用途 (図書館 及び 地域交流センター(複合機能部分))

建築物の類型は、令和6年国土交通省告示第8号別添二による。
(類型十二 文化・交流・公益施設 第2類及び第1類)

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (5,904.8㎡)
b. 用途地域及び地区の指定 (第一種住居地域 建築基準法第22条地域)

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 (3,500㎡以内)
b. 主要構造 (非木造)
c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・津波計画基準(平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|
| 1 構造体 | I | Ⅱ | Ⅲ | 類 |
| 2 建築非構造部材 | A | | Ⓑ | 類 |
| 3 建築設備 | 甲 | | 乙 | 類 |

(3) 建設の条件

- a. 概算事業費 約37億円(税込み)

※概算事業費は、阿南中央図書館(仮称)整備計画等での試算額であり、阿南市市民会館除却工事、新図書館建設工事、駐車場・外構工事、什器・図書用書架、家具等の設置と、消費税(10%)を含んだ想定額である。地質等調査費、工事監理費、意図伝達業務費は上記の概算事業費には含めていない。

(4) 工事種別

- 新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転
・ 大規模な模様替え ・ 大規模な修繕 除却

(5) 設計趣旨及び方針

- ・ 当該業務の遂行については、『令和7年3月阿南市教育委員会 阿南中央図書館(仮称)整備計画』(以下、整備計画)に基づき計画を進める。
- ・ 図書館及び地域交流センター(複合機能部分)が十分に機能する配置計画とすること。
- ・ 「工事費」「ランニングコスト」の縮減に配慮した施設整備計画とすること。
- ・ 新図書館は脱炭素社会の実現に向け、施設の省エネによって基準値に対する一次エネルギー消費量削減率が50%以上を実現させる「ZEB Ready」の施設とする。
- ・ 周辺環境との一体性に配慮し、阿南駅周辺のにぎわいづくりに寄与すること。
- ・ 主な用途は図書館であるが、図書館部分及び地域交流センター(複合機能部分)については共用部分を介して、一方の施設が閉館時においても他方の施設が利用できる計画とする。また、地域交流センターの構成には未就学児～小学校低学年程度を対象とした遊具等を配したキッズコーナー(図書館内の機能とは別)を含むこと。
- ・ 整備計画35頁の建設予定地周辺の治水対策については、建設予定地周辺は大雨時に冠水被害が報告されており、新図書館の建設に伴い、建設予定地からの雨水流出による周辺への影響を抑制(雨水貯留槽などを設置することにより敷地内から周辺水路への雨水排水のタイミングを遅らせるなど)するための屋外整備を行う。
- ・ 整備計画22頁の表10「阿南中央図書館の想定諸室構成」の注釈に『今後設計段階において、蔵書規模目標値や開架率の変更を踏まえ下方修正も視野に検討を行う』と記載しており、施設規模や想定諸室構成については、本業務の中で再度の検討を行う。なお、蔵書規模目標は26万冊以下とし、図書館と地域交流センターの面積の目安は約3,000㎡程度と約500㎡程度と想定している。
- ・ 阿南市市民会館の除却後に新図書館を建設することから、除却設計については、新図書館の配置計画や敷地西側のJR牟岐線の軌道、近隣施設等への影響を考慮し、市民会館の地下構造物の除却範囲、工法を検討すること。
なお、令和4年度の阿南市発注の「阿南市市民会館建物等除却工事設計業務」では、建物上屋や地下の設備のみを除却し、地下構造物は一部を除き残置する工事を行う前提で設計している。本業務においては、その設計成果物の図面データを流用することも可とし、新築工事と一体的に発注できるよう計画すること。
- ・ 業務の進捗状況により、建設予定地の地質調査業務及び水質調査業務を別途業務として発注する計画であり、その調査箇所や試験項目等についての協議、助言を行うこと。

- ・ 当該建設工事は分離発注を原則としており、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」など、その他、個別に発注することを前提とし、詳細については監督員との協議による。

5.管理技術者等の資格要件

管理技術者等の資格要件は次による。

- ・ プロポーザルにおいて提出された管理技術者及び各主任技術者とする。
また、管理技術者は建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)による一級建築士の資格を有する者で、かつ対象業務全般について掌握し、設計業務について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

II. 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「建築・設備設計業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。

1. 設計業務の内容及び範囲

本業務は以下に掲げるもののうち、○印が付いたものを適用する。

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- 建築(総合)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- 建築(構造)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- 電気設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- 機械設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)

(2) 追加業務の内容及び範囲

c. 積算業務

建築積算

- 積算数量算出書の作成
- 単価作成資料の作成
- 見積の収集
- 見積検討資料の作成

電気設備積算

- 積算数量算出書の作成
- 単価作成資料の作成
- 見積の収集
- 見積検討資料の作成

機械設備積算

- 積算数量算出書の作成
- 単価作成資料の作成
- 見積の収集
- 見積検討資料の作成

外構積算

- 積算数量算出書の作成
- 単価作成資料の作成
- 見積の収集
- 見積検討資料の作成

解体積算

- 積算数量算出書の作成
- 単価作成資料の作成
- 見積の収集
- 見積検討資料の作成

d. 阿南市市民会館除却設計(再設計)

- 阿南市市民会館除却設計業務委託特記仕様書(別紙1)による

e. 透視図

- 透視図作成
鳥瞰1枚、外観2枚、内観5枚判
大きさ(A3) 仕上げ(カラー)
額の有無(有) 材質(アルミ) 電子データ(要)]

f. その他

- 建築基準法第6条・第18条に基づく手続業務等
- 建築基準法に基づく条例(公共団体が制定する規則を含む)の対応
- 建築基準関係規定(みなし規定も含む)等に係る許認可等業務への対応
(地方公共団体が個別に課している業務も含む)
- 行政諸官庁の独自条例等の対応
※行政諸官庁の独自条例と照合し内容確認を行った結果、当該条例の対応が必要となった場合の事前協議、届出、許認可等の手続き及び図書作成、これに付随する詳細協議等(CASBEEを含む。)
- 什器・図書用書架、家具等備品計画、サイン計画の作成
- 外構(駐車場・植栽等)の計画

※雨水流出抑制の対策、道路側溝設計(市道化に伴う)含む

解体後当該敷地内の排水路を復旧するにあたり阿南市建設部土木課と協議のうえ、復旧する排水路の仕様を決定するものとする。

- 石碑の移設
 - ※当該敷地内の石碑について、阿南市指定場所への移設復旧に必要な設計を行うこと。(阿南市市民会館建物等除却工事設計業務(令和4年)の図面データ利用可能)
- 計画建築物周辺の環境維持に関する協議や計画、評価等
 - ※BELS 認証(建築物のエネルギー消費性能を評価・格付等する業務)
- ZEB化への調査、分析、検討
- ライフサイクル評価手法を用いたLCC、LCCO2等の算出、評価、検討
- 机上検討による電波障害予測業務
 - ※電波障害に関する調査及び予測、対策についての検討及び対策協議
- 建築物による鉄道敷への影響の有無の確認
- 既存躯体を再利用するための検討
 - ※既存躯体の残置範囲の検討及び有効活用
- 自治体等が定める雨水流出抑制対策に関する承諾に係る協議
- 建築物の防災又は減災に関する業務
 - ※BCP、防災計画書等の作成に係る業務及び再生水・雨水貯留槽の検討
- 法令等に基づく認定若しくは評価等又は補助制度の活用に関する支援業務
- 委託者が行う近隣住民、市民団体等に対する説明への協力
- 鉄道等に係る近接協議のための資料作成
- 概略工程表の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務は以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術標準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

- a. 共通
 - ・ 官庁施設の基本的性能基準
 - ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
 - ・ 省エネルギー建築設計指針

- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書
- ・ 公共住宅改修工事共通仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書

b. 建築

- ・ 敷地調査共通仕様書
- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ ~~公共住宅建築工事共通仕様書解説書(総則編・調査編・建築編)~~
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築工事標準詳細図

c. 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事)
- ・ ~~公共住宅建設工事共通仕様書解説書(総則編・電気設備編)~~
- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事)
- ・ ~~公共住宅建設工事共通仕様書解説書(総則編・機械設備編)~~
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針

d. 積算

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準の解説
- ・ 建築数量積算基準同解説
- ・ 建築設備数量積算基準同解説
- ・ ~~公共住宅建築工事積算基準~~
- ・ ~~公共住宅電気設備工事積算基準~~
- ・ ~~公共住宅機械設備工事積算基準~~
- ・ ~~公共住宅屋外設備工事積算基準~~

(3)業務計画書

- a. 業務計画書には、契約図書及び共通仕様書3.2の設計方針に基づき、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - ・ 委託業務方針
 - ・ 業務実施体系図
 - ・ 管理技術者、主任技術者、技術者(建築・構造・機械設備・電気設備)の氏名及び資格等
 - ・ 業務工程表
 - ・ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名並びに資格等
 - ・ その他、監督員が必要に応じ指定する事項
- b. 受注者は、業務実施工程表の作成にあたっては、建築確認申請の手続きが必要な場合には、この所要日数を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の確認のための日数を考慮するものとする。
- c. 受注者は、前項の業務実施工程表の作成(変更の場合を含む)について、あらかじめ監督員と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。
- d. 受注者は、委託業務について協力者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する協力者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。

(4)貸与資料等

- a. 既存設計図書等(阿南市市民会館(建築、機械設備、電気、舞台吊物)当初図面)
(阿南市市民会館(空調、衛生、電気、音響設備)しゅん工図面)
(阿南市市民会館改修工事図面(平成19年度))
(阿南市市民会館耐震診断図面(平成29年度))
(阿南市市民会館建物等除却工事設計業務(令和4年)図面データ)
- b. その他(阿南市市民会館アスベスト含有調査成果物)
(阿南市市民会館現況敷地測量業務成果物)

(5)打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

(6)その他、業務の履行に係る条件等

- a. 成果物の取り扱いについて
提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理等に

使用することがある。

b. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- 1) 写真は、阿南市が行う事務並びに阿南市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- 2) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - ① 写真を公表すること。
 - ② 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(7) 成果物の提出時期の目安

基本設計の成果物(透視図含む)については、令和8年2月中旬を目処に提出し、新築工事及び除却工事における各種図面(製本除く)、積算及び積算根拠については令和8年11月末頃を目処にまとめる。その他成果物については、各種申請手続き含め契約期間内に完了するものとする。

3. 成果物

本業務は以下に掲げるもののうち、○印が付いたものを適用する。

(1) 基本設計

	成果物	形態	部数
建築総合	a. 建築総合		
	○ 建築(総合)基本設計図書	A3 A4	各2部
	計画説明書		
	仕様概要書		
	仕上概要表		
	面積表及び求積図		
	敷地案内図		
	配置図		
	平面図(各階)		
	断面図		
	立面図(各面)		
	矩形図(主要部詳細)		
	○ 工事費概算書	適宜	2部
	○ 仮設計画概要書	適宜	2部
	○ (現地調査書)	適宜	2部
	○ (什器・図書用書架類配置、デザイン案)	適宜	2部
建築構造	b. 構造		
	○ 基本構造計画案	適宜	2部
	構造計画概要書		
	仕様概要書		
	梁伏図(仮定断面)		
	軸組図(仮定断面)		
	柱・梁リスト(仮定断面)		
	仮定断面検討書(計算書含む)		
	基礎・杭検討書		
	○ 工事費概要書	適宜	2部
電気設備	c. 電気設備		
	○ 電気設備基本計画設計図書	A3 A4	各2部
	電気設備計画説明書		
	電気設備設計概要書		
	○ 工事費概算書	適宜	2部
	○ (現地調査書)	適宜	2部
	○ (図書館システムの各端末類配置案)	適宜	2部

成果物		形態	部数
機 械 設 備	d. 機械設備		
	○ 機械設備基本設計図書	A3 A4	各2部
	機械設備計画説明書		
	機械設備設計概要書		
	○ 工事費概算書	適宜	2部
○ (現地調査書)	適宜	2部	
○ ()			
そ の 他	e. その他		
	○ 透視図 鳥瞰、外観及び内観(データ共)	A3	各2部
	・ 透視図写真 外観及び内観	適宜	2部
	・ 模型 スタディ・モデル	適宜	1台
	・ 住民説明に必要な資料作成	適宜	2部
	・ ランニングコスト概算書	A4	2部
	○ 製本	A3	2部
	・ 工事概略説明書(パース+平面+施設概要)	A4	2部
	○ (概略工事工程表)	A3 A4	2部
○ (雨水流出抑制の対策案の検討資料)	A3 A4	2部	
資 料	f. 資料		
	○ 各種技術資料	適宜	各2部
	○ 各記録書	適宜	各2部
	○ (建設工法の比較検討資料)		
・ ()			

(注): 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

: 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

(2) 実施設計

成果物		形態	部数
建 築 総 合	a. 建築(総合) ○ 建築(総合)設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 展開図 天井伏図(各階) 平面詳細図 断面詳細図 建具表 外構図 ○ (雨水流出抑制対策関連図面) ○ (什器・図書用書架類関連図面)	A2 A4 縮小	1部
	b. 建築(構造) ○ 建築(構造)設計図 仕様書 構造基準図 軸組図 部材断面表 標準詳細図 各部詳細図 ○ 構造計算書 ・ ()	A2 A4 縮小 A4	1部 1部

成果物		形態	部数
電 気 設 備	c. 電気設備		
	○ 電気設備設計図	A2	1部
	仕様書	A4 縮小	
	敷地案内図		
	配置図		
	電灯設備図		
	動力設備図		
	電熱設備図		
	雷保護設備図		
	受変電設備図		
	静止形電源設備図		
	発電設備図		
	構内情報通信網設備図		
	構内交換設備図		
	情報表示設備図		
	映像・音響設備図		
	拡声設備図		
	誘導支援設備図		
	テレビ共同受信設備図		
	テレビ電波障害防除設備図		
監視カメラ設備図			
駐車場管制設備図			
防犯・入退室管理設備図			
火災報知機設備図			
中央監視制御設備図			
構内配電線経路図			
構内通信路線図			
○ 電気設備設計計算書	A4	1部	
○ (図書館システムの各端末類配置計画)	A4	1部	
○ (太陽光発電システム設備図)	A4	1部	

	成果物	形態	部数
積算	e. 建築積算(建築)		
	○ 建築工事積算数量算出書(設計書)・RIBC データ	A4	1部
	○ 建築工事積算数量調書	A4	1部
	○ 建築工事見積書等関係資料	A4	1部
	・ ()		
	f. 電気設備積算		
	○ 電気設備工事積算数量算出書(設計書)・RIBC データ	A4	1部
	○ 電気設備工事積算数量調書	A4	1部
	○ 電気設備工事見積書等関係資料	A4	1部
	・ ()		
	g. 機械設備積算		
	○ 機械設備工事積算数量算出書(設計書)・RIBC データ	A4	1部
○ 機械設備工事積算数量調書	A4	1部	
○ 機械設備工事見積書等関係資料	A4	1部	
・ ()			
その他	○ 確認申請書等	A4	2部
	・ 品確法の性能表示制度に基づく設計住宅性能評価書	A4	2部
	○ 各種省エネルギー関係計算書	A4	2部
	○ 原図(トレーシングペーパー)・CAD データ	A2	1部
	○ 製本(A2 2つ折り)		4部
	○ 製本(A3 2つ折り)		4部
	・ 日影図	A2	1部
	・ 敷地測量図	A2	1部
	・ リサイクル計画書	A4	2部
	○ 概略工事工程表	A4	1部
	○ 除却工事設計成果関連 ※別添除却設計特記仕様書による		
	○ 什器、書架、家具等の検討資料		1部
○ 電子データ CD-ROM		2部	

(注): 建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に含めることができる。

: 積算数量算出書の作成は、積算営繕システムRIBC2(財)建築コスト管理システム研究所)による。

: 建築CADデータ形式は、~~DXFまたは~~JWW形式とし、監督職員との協議による。

阿南市市民会館除却設計業務委託特記仕様書

I. 除却設計業務概要

1. 除却施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 施設名称 | (阿南市市民会館) |
| (2) 敷地の場所 | (阿南市富岡町北通9) |
| (3) 建築年 | (昭和49年) |
| (4) 敷地面積 | (5904.8㎡) |
| (5) 建築面積 | (2364.68㎡(本館1646.34㎡、付属棟718.34㎡)) |
| (6) 延床面積 | (4319.93㎡ (本館2064.0㎡、付属棟2255.93㎡)) |
| (7) 建築物高さ | (21.6m(本館21.6m、付属棟15.7m)) |
| (8) 構造・階数 | (本館(鉄筋コンクリート造(一部SRC)、地上3階))
(付属棟(鉄筋コンクリート造、地上3階(PH階)、)
地下1階)) |
| (9) その他付属施設 | (換気塔、小型焼却炉、屋外倉庫×2台、小屋、浄化槽
(400人)×2基、雑排水留槽(20㎡)、オイルストレー
ージタンク(5000ℓ)ほか) |

2. 設計条件

(1) 業務内容

1) 除却事前調査業務

建築年次、構造、既存の設計図書等及び現場において建物・敷地全体を確認し、その内容を設計業務に反映させること。調査の結果、障害物、公害関係及び設備関連事項等について問題が生じる恐れがあると判断される場合は、監督員に状況を報告の上、対応を協議すること。

なお、アスベスト含有調査業務及び小型焼却炉の付着物のダイオキシン類事前調査、重金属類調査及び分析試験については実施済みであり、調査結果に基づき設計をおこなうものとする。また、上記調査以外に新たな調査業務が必要な場合は監督員に報告するものとする。

2) 除却設計

・除却工事後、跡地にて新図書館建設工事を行うことを考慮した、合理的な除却設計を実施すること。特に仮設計画、建設使用土、地下構造物の取り扱い等十分検討すること。

- ・杭等地下構造物の除却について、仮設計画、周辺環境、工期、コスト等の影響を比較検討した資料を作成し、除却工法を選定すること。
- ・除却工事による騒音、振動、粉塵、排水処理、工期及びコスト等の影響を検討し、除却設計を実施すること。
- ・アスベスト除去について、仮設計画、環境対策、工期、コスト等の影響を比較検討した資料を作成し、アスベスト除去工法を選定すること。
- ・除却工事のための各種構造検討、構造計算、仮設計画及び除却手順を検討した資料を作成し、必要なものについては設計図書に反映させること。
- ・除却工事により周辺環境（道路、JR路線、水路、隣接建物）に影響を与える恐れがある場合は、その対策方法を検討すること。
- ・当該除却工事範囲の一部は四国旅客鉄道株式会社の営業線近接範囲に入るため、四国旅客鉄道株式会社と協議のうえ必要事項は設計図書に反映させること。
- ・当該敷地内に四国電力株式会社の電線支柱があるため、移設協議を阿南市、四国電力株式会社と行うこと。
- ・令和4年度阿南市発注の「阿南市市民会館建物等除却工事設計業務」では、対象施設の上屋や地下部分の設備等を除却し、地下構造物は一部を除き除却を行わない工事を前提とした設計として。本業務においてはその図面データを使用し、設計を行うもことも可とする。

3. 成果物

本業務は以下に掲げるもののうち、○印が付いたものを適用する。

(1) 実施設計

次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数 量 等	備 考
○	設計図書（原図）	次に掲げる設計図書一覧表1～3のうち、○印を付したものの原図一式	図面ケースとも（A2判） 電子データ（JWW形式、PDF形式）
○	設計図書（焼図）	二つ折製本4部	二つ折り製本 2部（A2判） 二つ折り縮小製本 2部（A3判）
○	設計書	RIBCデータ 白焼き2部	電子データ（RIBCほか）
○	数量計算書	原稿一式	数量調書、単価調書及び見積書等
○	設計計算書	//	
	透視図	外観（ ）枚、内観（ ）枚	鳥瞰、方向等の特記
	模型		
	建築確認申請書	必要があれば（必要部数）	確認済証及び審査議事録
	消防法による届出書	必要があれば（必要部数）	使用開始届及び関係図書
○	残置構造検討書	検討書一式	構造計算書とも
○	アスベスト除去検討書	検討書一式	除去方法・費用等比較表ほか
○	各協議資料	協議資料一式	各関係機関・諸官庁の協議に伴うもの

設計図書一覧表1（※データ：既存図面をデータ及令和4年阿南市市民会館建物等除却工事設計業務図面データを利用する想定）

	種 類	備 考		種 類	備 考
○	A. 共通設計図			B. 敷地造成設計図	
○	1. 表紙	1枚		1. 敷地測量図	
○	2. 図面目録	1枚		2. 敷地平面図	
	3. 特記仕様書			3. 縦横断面図	
○	4. 附近見取図	1枚		4. 擁壁詳細図	
	5. 面積表、面積計算書				

設計図書一覧表2（※データ：既存図面をデータ及令和4年阿南市市民会館建物等除却工事設計業務図面データを利用する想定）

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
○	C. 建築総合		○	9. 付属棟基礎、スラブ、壁リスト	1枚※データ
○	1. 特記仕様書	5枚	○	10. 付属棟柱、梁リスト	1枚※データ
○	2. 仕上表(アパスト含有建材示す)	3枚※データ	○	11. 付属棟梁リスト	3枚※データ
○	3. 配置図(外構撤去リスト)	1枚※データ	○	12. ホール軸組図	7枚※データ

○	4. 平面図 (地下, 1~3, R階)	5 枚※データ	○	1 3. 付属棟軸組図	3 枚※データ
○	5. 立面図	6 枚※データ	○	E. 電気設備設計図	
○	6. 断面図	3 枚※データ	○	1. 配置図	1 枚※データ
○	7. 本館棟1・2階天井伏図	1 枚※データ	○	2. 高圧受電設備 単線結線図	1 枚※データ
○	8. ホール天井伏図	1 枚※データ	○	3. 幹線動力設備 B・1~3・R階平面図	5 枚※データ
○	9. 付属棟1~3階天井伏図	3 枚※データ	○	4. 電灯設備図 B・1~3・R階平面図	5 枚※データ
○	1 0. ホワイエ・出入口 詳細・展開図	2 枚※データ	○	5. 放送設備図 B・1~3階平面図	4 枚※データ
○	1 1. ホール・客席詳細図	1 枚※データ	○	6. 自動火災報知設備 B・1~3・R階平面図	5 枚※データ
○	1 2. ホール・客席断面詳細図	1 枚※データ	○	7. 調光装置・舞台照明機器リスト	1 枚※データ
○	1 3. 本館棟 部分詳細図	3 枚※データ	○	8. 調光装置参考姿図	1 枚※データ
○	1 4. 本館棟 便所 詳細・展開図	1 枚※データ	○	9. 音響設備機器表 1~2	2 枚※データ
○	1 5. 本館棟 外部階段詳細図	1 枚※データ	○	1 0. 音響設備機器姿図 1~3	3 枚※データ
○	1 6. 付属棟 矩計図	1 枚※データ	○	F. 空気調和設備設計図	
○	1 7. 付属棟 平面詳細図	9 枚※データ	○	1. 配置図	1 枚※データ
○	1 8. 付属棟 階段・外部階段 詳細図	2 枚※データ	○	2. 機器表	1 枚※データ
○	1 9. 付属棟1~3階展開図	8 枚※データ	○	3. 系統図	1 枚※データ
○	2 0. 建具リスト	5 枚※データ	○	4. 石綿含有設備材撤去要領図、 石綿含有設備資材撤去リスト	1 枚※データ
○	2 1. 建具表	6 枚※データ			
○	2 2. 外構撤去詳細	3 枚※データ	○	5. 本館 1~3階ダクト設備平面図	3 枚※データ
○	2 3. 解体仮設図	7 枚	○	6. 付属棟 地下機械室ダクト設備平面図	1 枚※データ
○	2 4. 地下構造撤去図	4 枚	○	7. 付属棟 B・1~3・R階空調設備平面図	5 枚※データ
○	2 5. 杭撤去図	3 枚	○	8. 地下オイルタンク図	1 枚※データ
○	2 6. 残置断面図	3 枚	○	G. 給排水衛生設備設計図	
○	2 7. 解体後配置図	1 枚	○	1. 配置図	1 枚※データ
○	2 8. 舞台吊物関係図面	1 9 枚※データ	○	2. B・1~3・R/PH階平面図	5 枚※データ
○	D. 建築構造				
○	1. 本館基礎伏図(ステージ)	1 枚※データ			
○	2. 本館基礎伏図	1 枚※データ			
○	3. 本館1~3、R階床伏図	4 枚※データ			
○	4. 本館 R階鉄骨梁伏図	1 枚※データ			
○	5. 本館 基礎・柱リスト	1 枚※データ			
○	6. 本館 基礎リスト	1 枚※データ			
○	7. 地中梁、梁リスト	1 枚※データ			
○	8. 本館棟鉄骨組み立て架詳細図、スラブ配筋図、壁配筋図	1 枚※データ			

(注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 実施設計の成果物の中に含めることができる。

: 積算数量算出書の作成は、積算営繕システム R I B C 2 (財建築コスト管理システム 研究所) による。

: 建築 CAD データ形式は、~~DXF~~ J W W 形式とし、監督職員との協議による。